

公益財団法人横浜市シルバー人材センター シルバースポイント制度要綱

制 定 平成30年4月1日

最近改正 令和5年7月1日

1 目 的

公益財団法人横浜市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の会員サービスの向上とセンター事業への参加促進を目的に、センターが定める取り組みを行う会員に対し、シルバースポイント（以下、「ポイント」という。）を付与するとともに、一定以上のポイント獲得者にポイント数に応じたサービスを提供する、シルバースポイント制度（以下、「ポイント制度」とする。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

ポイントを付与する対象者はセンター会員とする。

3 ポイントを付与する会員の活動およびポイントと交換できるサービス

(1) ポイントを付与する会員の活動と獲得ポイント数は、シルバースポイント対象表（様式①）のとおりとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、この限りでない。

(2) ポイントと交換できるサービスと必要ポイント数はシルバースポイント対象表（様式①）のとおりとする。

4 ポイントの付与方法

ポイントを付与する活動を行った会員は、シルバースポイント申請書（様式②）にその内容を記入し、センターに提出、内容の確認を受け、ポイントを付与されるものとする。ただし、理事長が必要と認めるポイント付与活動を行った会員については、この限りでない。

5 ポイントの交換方法

ポイントを所有する会員は、センターにポイント交換申請書（様式③）を提出し、ポイントを消費し、代わりにサービスを受けることができる。

6 ポイントの譲渡

会員間でポイントを譲渡することはできない。

7 施行期日

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

- 1 令和2年10月1日に在籍しているセンター会員及び令和2年10月2日から令和3年3月31日までに入会をしたセンター会員に6ポイントを付与する。この場合、センター会員がシルバーポイント申請書をセンターに提出することを要しない。
- 2 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

- 3 令和5年7月1日から令和6年3月31日にセンターのLINE公式アカウントを友達追加したセンター会員に2ポイントを付与する。この場合、センター会員がシルバーポイント申請書をセンターに提出することを要しない。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

シルバーポイント対象表

1. ポイントを付与する会員の活動と獲得ポイント数

項目	条件	単位	獲得ポイント数
会員紹介	紹介された方が会員登録をした場合	1人あたり	6ポイント
受注開拓	紹介された家庭や企業がセンターと受注契約を締結した場合 ただし、締結した受注契約と同職群において過去3年間に同発注者の実績がある場合を除く	3か月未満の 単発の契約1件あたり 3か月以上の 継続の契約1件あたり	2ポイント 6ポイント
ボランティア活動参加	センターボランティア活動にボランティア会員として参加	6回参加	6ポイント

2. ポイントと交換できるサービスと必要ポイント数

項目	必要ポイント数
年会費	12ポイント
センター独自事業利用券(1,200円分)	12ポイント

様式②

申請日 年 月 日

シルバーポイント申請書

センター承認欄

所長

会員番号	
会員氏名	(自署)
申請内容 (内容をご選択 ください)	会員紹介 ・ 受注開拓※ ボランティア活動参加 そ の 他 ()
紹介対象 (紹介の場合は氏名 又は企業名を記入し てください)	

※受注開拓とは、紹介された家庭や企業がセンターと受注契約を締結した場合をいいます。ただし、締結した受注契約と同職群において過去3年間に同発注者の実績がある場合を除きます。

受注開拓は紹介した家庭や企業がセンターと契約を締結した場合、3か月未満の契約は2ポイント、3か月以上の契約の場合6ポイントになります。

様式③

申請日 年 月 日

シルバーポイント交換申請書

センター承認欄

所長

会員番号	
会員氏名	(自署)
交換申請内容 (内容をご選択・ご記入 ください)	<input type="checkbox"/> _____年度年会費※ (12ポイント) <input type="checkbox"/> センター独自事業利用券(1,200円分) (12ポイント)

※年会費の申請は、5月1日から6月30日までの期間は行うことができません。